

佐賀県と畜場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月20日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第45号

佐賀県と畜場法施行条例の一部を改正する条例

佐賀県と畜場法施行条例（平成15年佐賀県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>佐賀県と畜場法施行条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、と畜場法施行令（昭和28年政令第216号。以下「政令」という。）第1条第11号に規定する構造設備の基準等について定めるものとする。</p> <p>（と畜場設置者又は管理者の遵守事項）</p> <p>第3条 略</p>	<p>佐賀県と畜場に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、と畜場法施行令（昭和28年政令第216号。以下「政令」という。）第1条第11号に規定する構造設備の基準等について定めるとともに、と畜場法（昭和28年法律第114号。以下「法」という。）第4条第1項の許可の基準等について定めるものとする。</p> <p>（と畜場設置者又は管理者の遵守事項）</p> <p>第3条 略</p> <p><u>(許可の基準)</u></p> <p>第3条の2 知事は、法第5条第1項に規定する場合のほか、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、法第4条第1項の許可を与えないことができる。</p> <p class="list-item-l1">(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）</p> <p class="list-item-l1">(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）</p> <p class="list-item-l1">(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</p> <p class="list-item-l1">(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者</p>

改正前	改正後
	<p>(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者</p> <p>(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</p> <p>(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p>(8) 役員等 (法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあっては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人(営業を営む者に限る。以下同じ。)にあっては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。) に第2号から前号までに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人</p> <p>(9) 第2号から第7号までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人 (報告の徴収、立入検査等)</p> <p>第3条の3 知事は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、と畜場の設置者若しくは管理者に対し、その営業に関するべき報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をしてと畜場その他業務に關係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>

改正前	改正後
<p>(設置許可手数料等)</p> <p>第5条 <u>と畜場法（昭和28年法律第114号。次項において「法」という。）第4条第1項の規定に基づく次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、当該許可の申請の際に、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 法第14条第1項から第4項までの規定に基づく獸畜のとさつ又は解体の検査を受けようとする者は、当該検査の申請の際に、次の各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 牛及び馬 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 執務の時間内 1頭につき<u>650円</u> イ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 略</p>	<p><u>(許可の取消し等)</u></p> <p>第3条の4 知事は、法第18条第1項各号に掲げる場合のほか、と畜場の設置者又は管理者が第3条の2各号のいずれかに該当するに至ったときは、法第4条第1項の許可を取り消し、又はと畜場の設置者若しくは管理者に対し、期間を定めて、当該と畜場の施設の使用の制限若しくは停止を命ずることができる。</p> <p>(設置許可手数料等)</p> <p>第5条 <u>法第4条第1項の規定に基づく次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、当該許可の申請の際に、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 法第14条第1項から第4項までの規定に基づく獸畜のとさつ又は解体の検査を受けようとする者は、当該検査の申請の際に、次の各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 牛及び馬 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 執務の時間内 1頭につき<u>660円</u> イ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、平成26年6月1日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。